⑵　調達資材等名及び調達予定数量　第二東名高速道路　御殿場ＪＣＴ～引佐ＪＣＴ間
　トンネル照明灯具資材調達価格・調達先選定
　トンネル照明灯具（安定器・セラミックメタルハライドランプを含む）24,500灯
（注）　調達予定数量は現時点での設計に基づき算出した見込数量であり、納入数量を保証するものではない。
　また、納入場所・予定納期毎の調達予定数量は入札説明書及び仕様書によるものとする。
⑶　調達資材等の仕様等　入札説明書及び仕様書によるものとする。
⑷　納入場所　静岡県御殿場市駒門～静岡県浜松市北区引佐町において別に発注する工事（以下「本体工事」という。）のうち各工事の施工箇所
　詳細な納入場所は入札説明書及び仕様書によるものとする。
⑸　予定納期　平成23年２月１日から平成23年９月30日まで
　納入場所毎の予定納期は入札説明書及び仕様書によるものとする。
⑹　コストオン方式　本入札は、中日本高速道路株式会社が別に発注する本体工事を構成する工事材料・機器・物品・役務等の一部（以下「コストオン対象資材」という。）について、本入札により決定する調達先及び調達価格を本体工事の契約条件の一部とする発注方式であり、当社と調達先との間で直接売買契約を締結するものではない。
⑺　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。本入札は、「せり下げ方式」によることとし、契約制限価格の設定はありません。なお、せり下げ方式による入札の方法は、入札指示書を参照のこと。

２　競争参加資格
⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日 中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「契約規則」という。）第11条の規定に該当しない者であること。
　契約規則第11条に該当しない者とは、次の各号に掲げる者でないことをいう。
　なお、文中の「契約」は「履行協定」に読み替えるものとする。
一　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
二　次のいずれかの一に該当すると認められ、その事実があった後２年間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）であって、不適格と認める者。
イ　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ハ　落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ニ　監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者
ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ヘ　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
ト　会社と係争中である者
チ　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者
三　前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用した者。
⑵　証明書等の提出期限までに以下の書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の営業報告書（財務諸表等）
③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則）別紙第９号様式（その３、その３の２、その３の３のいずれか）の写し
④　会社の経歴を記載した書類
⑶　下記①または②を証明し、かつ、③を証明した者であること。なお、証明がない者は、競争参加資格がないものとする。
①　会社に求める納入実績は、道路トンネルの照明設備について平成12年度以降に、トンネル照明灯具（ランプ、安定器、トンネル照明器具から構成されるもの）の納入実績があり、契約書の表頭部の写し、納品書等により確認できること。ただし、中日本高速道路㈱以外での納入実績の場合は、契約書の写し、納品書等及び製作仕様書を提出すること。
※　製作仕様書の審査　製作仕様書とは、トンネル照明灯具が確認できる全体組立図（筐体、ランプソケット、反射鏡、透光性カバー及び取付部等から構成される構造であることを確認できるもの）、各部詳細図、ランプ種別及び安定器の入力電圧等の性能諸元表を記載したもの。
②　会社に求める製造実績は、道路トンネルの照明設備について平成12年度以降に、トンネル照明灯具（ランプ、安定器、トンネル照明器具から構成されるもの）の製造実績があり、出荷明細書、製作仕様書等により確認できること。
※　製作仕様書の審査　製作仕様書とは、トンネル照明灯具が確認できる全体組立図（筐体、ランプソケット、反射鏡、透光性カバー及び取付部等から構成される構造であることを確認できるもの）、各部詳細図、ランプ種別及び安定器の入力電圧等の性能諸元表を記載したもの。かみがあること。
③　実施体制計画書により、当社計画の納入数量が必要な時期に確保可能であることを確認できること。
※　実施体制計画書の審査　実施体制計画書とは、調達・備蓄等計画、納入計画など、当社計画に即した確実な調達が確認できる事項を記載したもの。
⑷　証明書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

３　コストオン方式に関する事項　本入札におけるコストオン方式について以下に示す。なお、詳細については入札説明書による。
⑴　対象となる本体工事　本コストオン方式の対象として予定している本体工事は、以下のとおりとする。
　第二東名高速道路　御殿場ＪＣＴ～富士ＩＣ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　富士ＩＣ～清水ＩＣ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　清水ＩＣ～吉原ＪＣＴ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　吉原ＪＣＴ～清水第四トンネル間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　静岡第一トンネル～静岡IC間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　静岡ＩＣ～藤枝岡部ＩＣ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　藤枝岡部ＩＣ～金谷ＩＣ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　金谷ＩＣ～浜北ＩＣ間照明設備工事（仮称）
　第二東名高速道路　浜北ＩＣ～引佐ＪＣＴ間照明設備工事（仮称）
⑵　コストオンに関する各種協定及び資材等売買契約の締結
①　本入札後、当社と落札者（以下「納品会社」という。）の間でコストオン対象資材の調達に関する履行協定を締結するものとする。〔履行協定書〕
②　別に発注される本体工事の請負契約締結後、当社、各本体工事の請負人（以下「工事会社」という。）、及び納品会社の三者間でコストオン対象資材に関する協定を締結するものとする。〔三者協定書〕
③　三者協定締結後、これに基づき、工事会社、及び納品会社の二者間でコストオン対象資材に関する売買契約を締結するものとする。〔資材等売買契約書〕
④　資材等売買契約締結後、速やかにその写しを当社へ提出するものとする。
⑤　履行協定書、三者協定書、及び資材等売買契約書は、それぞれ入札説明書に添付のとおりとする。